

令和4年

11月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年11月14日(月) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員			
			8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(2名)

6番 佐藤 利篤 委員 7番 五十嵐弘樹 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 宇野銀哉
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第47号 農用地利用集積計画について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから、令和4年11酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長よりご挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めとなっております。
それでは、五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、6番、佐藤利篤委員、7番、五十嵐弘樹委員の2名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、13番、池田憲一委員、14番、土田治夫委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について、14件、2、農地法第5条届出書の受理について、2件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について、5件、4、解約2件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について、4件、以上27件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 五十嵐直太郎 議長
これより議事に入ります。
議第45号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。
- 村岡事務局長
議第45号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。
- 安倍農地係長
それでは、酒田55番、北沢の畑1筆、相手方の要望、所有権移転です。
別紙資料をご覧ください。
10アール当たりの単価が19万2,300円で、総額の1万円です。
こちらは、佐藤秀之委員が議事参与の制限に該当いたします。
続きまして、松山地区、よろしくお願ひします。
- 松山総合支所 門協調整主任
続きまして、松山5番です。
庄内町の沢新田、〇〇から、同じく〇〇へ。親子で、申請事由が年金を伴う使用貸借権の再設定で、期間は10年です。
以上になります。
- 平田総合支所 五十嵐主査
続いて、平田5番です。
三之宮、亡〇〇、相続財産、破産管財人弁護士〇〇から、堀野内、〇〇へ。中野目、畑4筆、出し手の要望による所有権移転です。
別紙資料にありますとおり、10アール当たり17万5,900円、総額100万円からの割り返しになります。
なお、受け手からは、抵当権が設定されていることを承知している旨の確認書を頂戴しております。
以上です。
- 安倍農地係長
議長、よろしいですか。
- 五十嵐直太郎 議長
はい。事務局。
- 安倍農地係長
今説明いたしました3件について、農地法第3条という規定による許可申請について、全ての案件において、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。
また、今回の案件については、農業者年金に影響はございません。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
11月7日に第1班による農地調査委員会を行っております。
議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
15番、佐藤秀之委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。
15番、佐藤秀之委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前9時54分 休憩

午前9時54分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
質疑に入ります。
15番、佐藤秀之委員に関連する議案書9ページ、酒田55番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
酒田55番の議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、酒田55番の議事参与の制限の案件については、許可決定といたします。
ここで、15番、佐藤秀之委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時55分 休憩

午前9時55分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第45号 これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定といたします。

◎議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第46号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、酒田12番、東京都の〇〇から、〇〇株式会社へ円能寺の畑1筆、1,366平米、転用事由が工事用現場事務所兼資材置場敷地で、賃貸借権の設定となります。農地区分は1種農地と判断しています。許可基準が1年以内の一時転用で、許可可能と判断しています。

別紙資料をご覧ください。

2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

北平田の円能寺地区となります。県道の北境曙線から円能寺の集落に向かって、入り口付近の東側の畑になります。転用者である〇〇株式会社からは、転用申請を失念していたということで、事前着工されていた状態ということで、12ページにありますとおり、始末書のほうの提出をいただいております。

続きまして、酒田13番、坂野辺新田、〇〇ほか5名から株式会社〇〇へ、坂野辺新田字地続山の畑と山林、合計40筆、登記簿地目が2万592平米、地図面積が1万3,203平米となります。転用事由が砂採取で、賃貸借権の設定となります。農地区分は農用地です。許可基準については1年間の一時転用ということで、許可可能と判断しております。

こちらの地目は、全て現況は畑で、採取量は3万3,022立米予定されています。最大掘削深は7メートルです。

別紙資料をご覧ください。4ページ、5ページになります。

場所は坂野辺新田字地続山で、市道の十里塚八重浜線の東側の地域となります。

5ページの字切図をご覧ください。

採取箇所から西側に搬出路が延びて、市道十里塚八重浜線を搬出路として使う計画となっております。確約書が6ページ、7ページになります。採取後の営農計画としまして、サツマイモ、メロン、大根、ブドウ等ということです。

それでは、スライドをご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田12番の現地調査の結果を20番、佐藤耕造委員。お願いいたします。

○20番 佐藤耕造委員

20番、佐藤です。

11月1日に、事務局とともに現地確認をしました。事前着工になっておりますけれども、始末書にあるとおり、業者も改善の意思があるという旨のお話ししてきました。そして、周辺農地への影響もほとんどないと思われますので、審議のほうよろしくお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、酒田13番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第46号については、許可決定といたします。

◎議第47号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第47号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第47号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転5件、(2)交換、同時設定の特例、1件、(3)利用権の設定17件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、11ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、1、一般事業、(1)所有権の移転です。

上田2番、吉田の田1筆、5,967平米です。10アール当たりの単価は60万円、総額は358万200円です。移転の時期、支払い時期は共に令和4年11月30日で、譲受人は認定農業者です。

続いて、上田3番、4番、5番、八幡2番は開発を伴う所有権移転の案件となります。

開発を伴う所有権移転は、酒田市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想において、利用権設定等促進事業に係る申請で、開発事業計画を提出いただき、その計画の実行性について、農地転用許可の審査基準に当てはめて審査することとなります。

また、これから説明いたします4件は、農用地区域となっているものを、農業用施設用地として用途変更を行っております、10月17日に変更が完了しています。

それでは、上田3番、4番、5番は関連です。

酒田の基本構想に適合する農業用施設、米穀集出荷施設用地への開発を伴う所有権移転で、譲受人、開発事業者は、全国農業協同組合連合会となっております。

酒田3番、上野曾根の田1筆、1万4,383平米、酒田4番、上野曾根の田2筆、8,818平米、酒田5番、上野曾根の田2筆、4,626平米、いずれも10アール当たりの単価は80万8,000円、移転の時期、支払い時期は令和4年11月30日です。

別紙資料の8ページ、9ページをご覧ください。

場所は上田地区で、県道酒田遊佐線の西側、上田カントリーエレベーターの北側の農地となります。開発施設の概要は、米穀集出荷施設、ライスステーションの建設で、延床面積は約8,800平米、低温倉庫8室を整備する予定です。工期は、土地造成工事が令和5年4月から11月、建築工事は、令和5年12月から令和6年8月の予定です。また、土地造成により、既存の水路とパイプラインの付替えが予定されています。

上田3番、4番、5番は以上です。

次に、八幡2番、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

続きまして、八幡2番です。

草津字藤平台の畑1筆について、穂積の〇〇から、新出の株式会社〇〇へ移転するものになります。単価につきましては、10アール当たり7万7,640円、総額35万で、移転時期、支払い時期は令和4年11月30日になります。

別添の資料、10ページ、11ページをご覧ください。

対象地につきましては、八幡総合支所を北に向かいまして、大台野地区になります。11ページの案内図によりますと、升田から大台野集落を越えて、西側に伸びた道路の真ん中ら辺ということになります。道路の南側になります。

10ページの字切図をご覧ください。対象地のすぐ北が県道になりまして、道路から地番450番というのが奥に入る道路で、279-2の土地に株式会社〇〇の既設の哺乳舎施設が完成をしております。279-1につきましては、既設の整備をする時に先代の所有者がその当時は売らないということでしたので、道路の拡幅部分を一時転用し、279-1についてはそのまま所有者が所有している状況でありました。今回代が替わりまして売却をしたいということになりまして、279-1について、株式会社〇〇に売却をして哺乳舎等維持管理施設に開発することになります。

以上でございます。

○安倍農地係長

それでは、スライドを準備しておりますので、ご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

次に、12ページをご覧ください。

1、一般事業、(2)交換、同一設定の特例です。

こちらは、農地の集約のほかに、効率的な農業経営に資することを目的に、お互いの所有する農地を交換するものです。また、交換、平田1番の譲受人が、自身が構成員となっている法人へ、同時に利用権を設定するものです。

それでは、交換、上田1番、こあらの〇〇から西野町の〇〇さんへ、吉田の田1筆、5,968平米。

交換、平田1番、西野町の〇〇からこあらの〇〇へ、堀野内の田2筆、5,713平米です。

交換時期は令和4年11月16日で、西野町の〇〇は認定農業者です。

次に、同一設定の平田1番です。賃借料は1万1,000円で、期間は3年の新規となっております。

(2) 交換、同一設定の特例は以上です。

次に、13ページをご覧ください。

(3) 利用権の設定です。

東平田11番、横代の〇〇から、同じく横代の〇〇へ、横代の田1筆、1万4,122平米、賃借料が1万1,000円で、10年の新規となっております。

同じく、東平田の12番、北沢の〇〇から、同じく北沢の〇〇へ北沢の田2筆、物納で59キロ、契約期間が5年の更新となっております。

浜中の8番、浜中の〇〇から中町の〇〇へ、浜中の畑1筆、2,644平米、5年の更新についてとなっております。

松山地区お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山24番です。こちら檜橋の〇〇から山谷新田の〇〇へ、価格1万1,000円、10年の新規です。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。

平田100番、101番、同じ受け人です。100番は賃借料1,000円、20年の更新で、101番が6,000円と1,000円、20年の更新です。

平田102番と103番、同じ受け人です。10アール当たりの対価が米50キロ、10年の更新です。

平田104番、ゼロ円と1万1,000円、5年の更新です。

平田105番、1万1,000円、10年の更新です。

平田106番から次のページの108番までが同じ受け人になります。106番については9,000円、ゼロ円、1万1,000円、混在しております。10年の更新です。

平田107番はゼロ円、4,500円、9,000円、混在しております。10年の更新です。

次のページです。

平田108番、1万1,000円、10年の更新です。

平田109番、1万1,000円、10年の更新。

平田110番も1万1,000円、10年の更新です。

平田111番と112番、同じ受け人になります。どちらも1万1,000円、5年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第47号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

ここで、審議に先立ちまして、1、一般事業、(1)所有権の移転、上田3番から5番の関係でございます。北部ライスステーションを建設するに当たりまして、地元農業委員の佐藤浩良委員より、補足説明等があればお願いします。

○1番 佐藤浩良委員 1番、佐藤です。

今、説明がありました上田の3番、4番、5番ですけれども、全農で（仮称）北部ライスステーションの建設が、1年ほど前から話が出ています。当初は上田のJA庄内みどり旧上田支店跡地に建設の話があったんですけれども、その跡地がどうしても遺跡の問題があるということで、今回、カントリーの隣の場所に建つというような形になっております。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

いろいろ水稻経営に関しましては、大きな影響もあると思いましたので、参考意見をただいま頂戴したところです。

それでは、これより質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

何かありませんか。

（発言する者なし）

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第47号 農用地利用集積計画について計画決定とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第47号については計画決定といたします。

閉 会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和4年11月定例総会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

（午前10時27分 閉会）